

令和 7 年度

水道水水質検査計画

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の概要
- 4 測定地点
- 5 水質検査結果の評価と見直し
- 6 検査項目と検査頻度
- 7 臨時の水質検査に関する事項
- 8 水質検査の方法と精度管理
- 9 水質検査の公表
- 10 関係者との連携

野洲市役所 上下水道事業所

令和7年度野洲市水道水水質検査計画

1. 基本方針

野洲市の水道水が、水質基準（平成15年5月30日 厚生労働省令第101号）に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

- (1) 採取場所は、水質基準が適用される給水栓（浄水）に加えて、水源地の出口（処理水）及び取水井（原水）とします。
- (2) 検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目とします。また、水質検査に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目の一部や、クリプトスポリジウム等の水質管理上留意すべき項目を独自に行います。
- (3) 採水頻度は、水道法に基づく色および濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、5箇所の管末給水栓で毎日行います。また、水源の種類、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して、浄水・原水に対して月1回、3箇月に1回、または年1回の検査を行います。

2. 水道事業の概要

野洲市の水道水は、野洲川流域の地下水を水源とした南桜・三上・比江水源地で浄水し、市内各戸へ配水しています。また、不足分については、滋賀県企業庁より受水しています。

令和5年度末における給水状況を表1に、それぞれの水源地の概要などを表2に示します。

表1 給水状況（令和5年度末）

給水人口	50,637人
給水戸数	21,718戸
普及率	99.9%
年間総配水量	7,233,848 m ³
1日平均配水量	19,819 m ³
1日最大配水量	21,615 m ³

表2 事業概要

水源地名	南桜水源地	三上水源地	比江水源地	井口水源地	田中山配水池
所在地	野洲市近江 富士五丁目 21-11	野洲市三上 1790-2	野洲市比江 1241、1250	野洲市井口 764	野洲市小篠原 535、536
水源	地下水	地下水	地下水 県用水	比江浄水 県用水	県用水
浄水 処理 方法	脱炭酸処理 塩素消毒 膜処理	脱炭酸処理 塩素消毒	脱炭酸処理 塩素消毒		
処理能力 (m ³ /日)	7,780	7,920	5,924	2,226	11,000
給水区域	野洲市全域				

3. 水道の原水及び水道水の概要

野洲市の水道原水は、野洲川流域の地下水と、琵琶湖から取水する県用水を水源としています。地下水を水源とする原水では、地質由来の無機物（鉄、マンガン等）、人為的汚染による合成有機物（四塩化炭素等）が検出されることがあります。琵琶湖を水源とする原水では、カビ臭物質（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）が検出されることがあります。

水源地では、水源の水質状況を勘案して脱炭酸処理等の適切な浄水処理を行っています。

令和6年度に行った水質検査の全ての項目において、水道水質基準値（表3）を満たしていました（別添1）。また、過去3年間における給水栓ごとの各項目の最大値（表4）においても、全ての項目で水道水質基準値（表3）を満たしており、安全な水道水をお配りしています。

表3 水道水質基準

番号	項目	水質基準	基本検査頻度	備考	
基1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	毎月	病原生物	
基2	大腸菌	検出されないこと	毎月		
基3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること	1回/3ヶ月	重金属 ※基3については、平成22年4月1日より「0.01→0.003」に基準値改正 ※基8については、令和2年4月1日より「0.05→0.02」に基準値改正	
基4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること	1回/3ヶ月		無機物質 ※基9については、平成26年4月1日より基準値0.04mg/lで新規追加
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること	1回/3ヶ月	一般有機化学物質 ※基19については、平成23年4月1日より「0.03→0.01」に基準値改正	
基12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基21	塩素酸	0.6mg/l以下であること	1回/3ヶ月		消毒副生成物 ※平成27年4月1日より、基24については「0.04→0.03」に、基28については「0.2→0.03」に、基準値改正
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基26	臭素酸	0.01mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基30	プロモホルム	0.09mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること	1回/3ヶ月	重金属	
基32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基38	塩化物イオン	200mg/l以下であること	毎月	無機物質	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基40	蒸発残留物	500mg/l以下であること	1回/3ヶ月	有機物質	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/l以下であること	藻類発生期 毎月		におい
基43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/l以下であること	藻類発生期 毎月		
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること	1回/3ヶ月	有機物質	
基45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること	1回/3ヶ月		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること	毎月	基礎的性状	
基47	pH値	5.8以上8.6以下であること	毎月		
基48	味	異常でないこと	毎月		
基49	臭気	臭気異常でないこと	毎月		
基50	色度	5度以下であること	毎日		
基51	濁度	2度以下であること	毎日		

表4 浄水各項目ごとの過去3年間(令和4年～令和6年度)における最大値

番号	項目	単位	基準値	過去3年間の最大値				
				南桜	三上	比江	井口	田中山
基1	一般細菌	個/ml	100	0	0	0	0	0
基2	大腸菌	—	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10	2.7	2.2	1.8	1.4	<0.02
基12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8	0.21	0.19	0.08	<0.08	0.13
基13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01
基14	四塩化炭素	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	mg/L	0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	mg/L	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基20	ベンゼン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	mg/L	0.6	0.13	0.09	0.09	0.08	0.08
基22	クロロ酢酸	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	mg/L	0.06	0.001	0.001	<0.001	0.003	0.009
基24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.004
基25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.1	0.002	0.001	0.002	0.002	0.003
基26	臭素酸	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	mg/L	0.1	0.004	0.003	0.003	0.007	0.018
基28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.007
基29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.03	0.002	0.001	<0.001	0.002	0.006
基30	ブromホルム	mg/L	0.09	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
基31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01
基33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2	0.04	0.03	<0.02	0.03	0.09
基34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基35	銅及びその化合物	mg/L	1	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.01
基36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200	22	19	14	13	8.3
基37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	mg/L	200	59	50	20	19	15
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300	64	82	82	73	39
基40	蒸発残留物	mg/L	500	170	170	180	160	80
基41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	mg/L	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000003
基43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001
基44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基45	フェノール類	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3	0.4	0.4	0.3	0.5	0.9
基47	pH値	—	5.8～8.6	7.6	7.6	7.6	7.7	7.7
基48	味	—	異常でない	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず
基49	臭気	—	異常でない	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず
基50	色度	度	5	<1	<1	<1	1	<1
基51	濁度	度	2	<0.1	<0.1	0.1	0.1	<0.1

4. 測定地点

測定地点の概要図を図1に示します。

(1) 給水栓

配水池及び水源地系統の供給地域別の給水栓で検査を行います。

- ・ 南桜水源地系 1箇所
- ・ 三上水源地系 1箇所
- ・ 比江水源地系 1箇所
- ・ 井口水源地系 1箇所
- ・ 田中山配水池系 1箇所

水道法に基づく毎日検査についても、上記の配水系統ごとに5箇所の場所を設け、検査を行います。

(2) 水源地出口（処理水）

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、水源地内給水栓において検査を行います。

- ・ 南桜水源地 1箇所
- ・ 三上水源地 1箇所
- ・ 比江水源地 1箇所
- ・ 井口水源地 1箇所

(3) 取水井（原水）

水源の地下水が汚染されていないこと及び、浄水処理により安全・良質に浄化できることを確認するため、各水源地取水井（原水）において検査を行います。

- ・ 南桜水源地 3眼 （1号、2号、4号井戸）
- ・ 三上水源地 1眼 （5号井戸）
- ・ 比江水源地 3眼 （1号、3号、4号井戸）

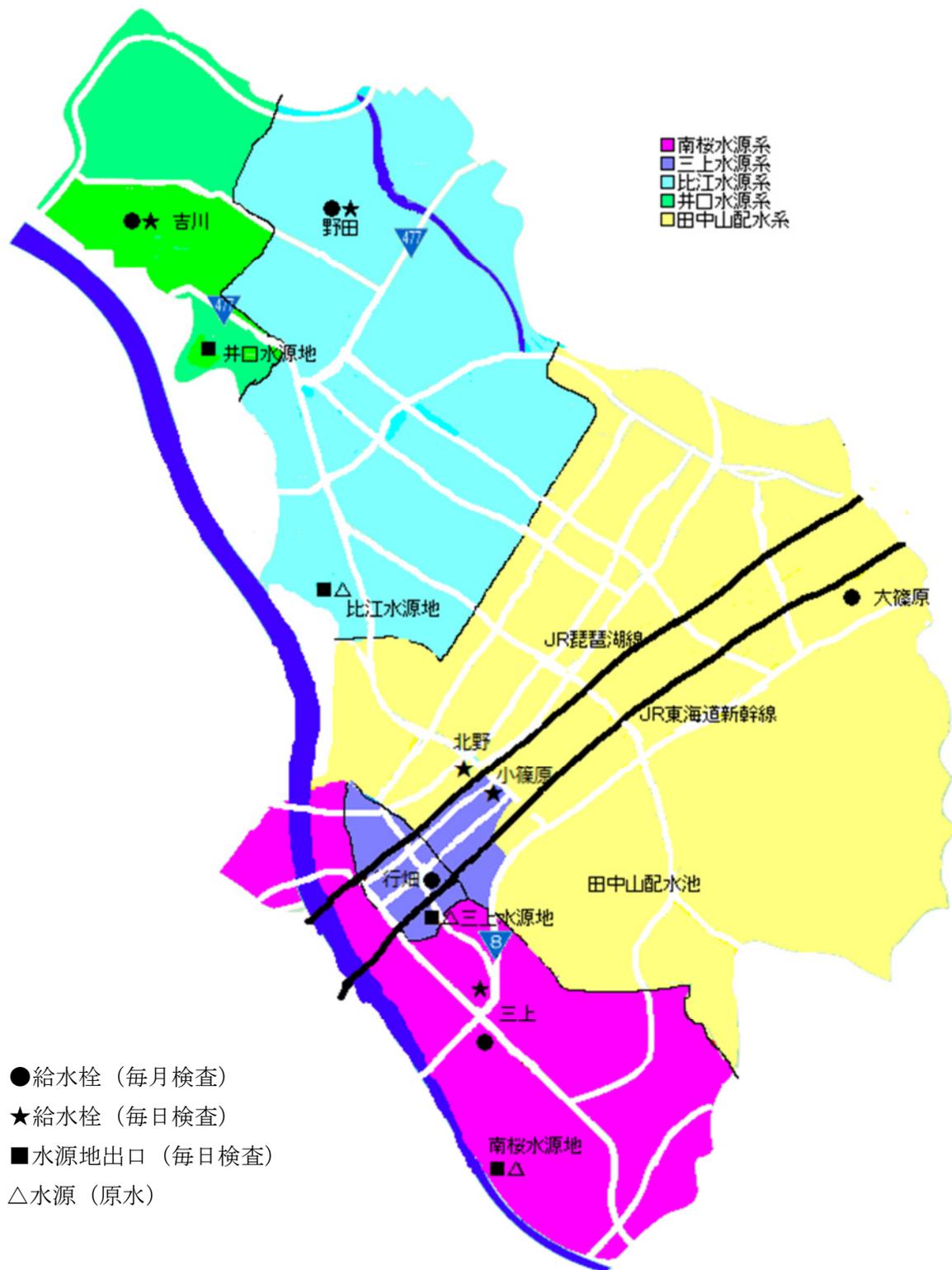


図1 測定地点の概要図

5. 水質検査結果の評価と見直し

浄水の過去3年間における給水栓ごとの各項目の最大値(表4)の評価、原水の検査結果(別添2)、及び原水水源の性状を考慮して、検査頻度設定シート(別添3)を作成し、検査項目や頻度を見直して決定しました。

6. 検査項目と検査頻度

毎日検査の検査項目と検査頻度を表5に、見直して決定した水道水質基準項目及び目標設定項目の検査項目と検査頻度を表6にまとめました。

(1) 毎日検査

4.(2)の水源地出口4箇所及び、配水系統ごとの5箇所において、色・濁り・消毒の残留効果(遊離残留塩素濃度)の検査を1日1回行います。

表5 毎日検査の項目と検査頻度

項目No.	検査項目	評価	検査頻度	
			給水栓	水源地出口
1	色	異常なし	365回/年	365回/年
2	濁り	異常なし	365回/年	365回/年
3	消毒の残留効果 (遊離残留塩素)	0.1mg/L以上	365回/年	365回/年

(2) 毎月検査

4.(1)の給水栓5箇所において、毎月検査を行います。

検査項目は、表6の基.1,2,38,46~51です。

(3) 年4回検査(3箇月に1回の検査)

4.(1)の給水栓5箇所において、年4回検査を行います。

検査項目は、表6の基.10,21~31,44です。

また、過去3年間の検査結果からその濃度が水質基準の1/10を超過したことのあ
る項目について、水質が安定し良好であることを確認するため、年4回検査を行いま
す。測定地点と検査項目は下記の通りです。

南桜水源地系 : 基.11,12,33,36,39,40

三上水源地系 : 基.11,12,33,39,40

比江水源地系 : 基.11,39,40

井口水源地系 : 基.11,33,39,40

田中山配水池系 : 基.12,33,39,40

(4) 全項目検査

4.(1)の給水栓5箇所において、年1回検査を表6の基.42,43を除く全ての項
目について行います。法令で、過去の検査結果等から、検査頻度を3年に1回に緩和
できる項目についても、水質が安定し良好であることを確認するために検査を行いま
す。

また、4.(3)の取水井7眼において、原水の性状を確認するために年1回検査を行います。検査項目は、表4の基.21~31,42,43,48を除く37項目です。

(5) カビ臭物質（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）検査

カビ臭物質（表4の基.42,43）は藻草類等による異臭物質であるため、4.(1)の給水栓5箇所のうち、琵琶湖を水源とする県用水が主となる井口水源系、田中山配水池系の給水栓で発生時期（7~9月）に月1回検査を行います。また、他の給水栓3箇所及び原水7箇所においても、8月に検査を行います。

(6) 水質管理目標設定項目

①ウラン及びその化合物

4.(1)の南桜・三上・比江水源地系の給水栓において、検査を年1回行います。また、4.(3)の取水井7眼において年1回の検査を行います。

②ニッケル及びその化合物

4.(1)の南桜・三上・比江・井口・田中山水源地系の給水栓において、検査を年1回行います。

③1,2-ジクロロエタン

4.(1)の南桜・三上・比江水源地系の給水栓において、検査を年1回行います。また、4.(3)の取水井7眼において年1回の検査を行います。

④トルエン

4.(1)の南桜・三上・比江水源地系の給水栓において、検査を年1回行います。また、4.(3)の取水井7眼において年1回の検査を行います。

⑤ジクロロアセトニトリル

4.(1)の南桜・三上・比江・井口・田中山水源地系の給水栓において、検査を年1回行います。

⑥抱水クロラール

4.(1)の南桜・三上・比江・井口・田中山水源地系の給水栓において、検査を年1回行います。

⑦農薬類（除草剤、殺虫剤および殺菌剤）

4.(2)の南桜・三上・比江水源地系の水源地出口において、農薬類の検査を年1回行います。検査する農薬類の一覧を表7に示します。

⑧遊離炭酸

4.(1)の給水栓5箇所において、年1回の検査を行います。また、4.(3)の取水井7眼において年1回の検査を行います。

⑨メチル-t-ブチルエーテル

4.(1)の南桜・三上・比江水源地系の給水栓において、検査を年1回行います。また、4.(3)の取水井7眼において年1回の検査を行います。

⑩1,1-ジクロロエチレン

4.(1)の南桜・三上・比江水源地系の給水栓において、検査を年1回行います。
また、4.(3)の取水井7眼において年1回の検査を行います。

⑩ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)及びパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)

4.(1)の南桜・三上・比江・井口・田中山水源地系の給水栓において、検査を年1回行います。また、4.(3)の取水井7眼において年1回の検査を行います。

(7) 独自に行う検査

①水源地出口(処理水)検査

浄水処理が適正に行われているかを確認するため、4.(2)の水源地出口4箇所において、表6の基.42,43を除く49項目について年1回の検査を行います。

②四塩化炭素

表4の基.14の検査を、4.(1)の給水栓5箇所のうち三上・比江水源地系の給水栓において、(4)全項目検査以外に年3回行います。また、4.(3)の取水井7眼のうち、三上・比江水源地の4眼において、(4)全項目検査以外に年3回行います。

③鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物

表4の基.34,37の検査を、4.(3)の取水井7眼のうち、三上水源地の1眼において、(4)全項目検査以外に年3回行います。

④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

表4の基.11の検査を、4.(3)の取水井7眼において、(4)全項目検査以外に年3回行います。

⑤フッ素及びその化合物

表4の基.12の検査を、4.(3)の取水井のうち、南桜・三上水源地の4眼において、(4)全項目検査以外に年3回行います。

⑥ナトリウム及びその化合物

表4の基.36の検査を、4.(3)の取水井7眼のうち、南桜水源地の3眼において、(4)全項目検査以外に年3回行います。

⑦クリプトスポリジウム指標菌(嫌気性芽胞菌、大腸菌)

4.(3)の取水井7眼において、毎月1回検査を行います。

(8) 検査頻度を見直した項目

令和5年度検査計画では、過去3年間の検査結果が水質基準の1/10を超過した下記の測定地点と検査項目について測定頻度を(3)年4回検査に見直しました。

三上水源地系 : 基.33

表6 検査項目と検査頻度

6-1 南桜水源地系

①水質基準項目の検査頻度

番号	項目	水質基準 mg/l	過去 3年間の 最大値	基本頻度	検査計画 頻度	検査計画数量(回/年)			備考		
						給水栓	水源地 出口	原水 (3眼)			
基1	一般細菌	100個/mL	0	1回/月	1回/月	12	1	3	病原生物		
基2	大腸菌	不検出	不検出			12	1	3			
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	1回/年	1回/年	1	1	3	重金属 ※基8については、 令和2年4月1日より 「0.05→0.02」に 基準値改正		
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1	1	3			
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1	1	3			
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1	1	3			
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1	1	3			
基8	六価クロム化合物	0.02	<0.002			1	1	3			
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1	1	3			
基10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			4	1	3			
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.7			4	1	12	無機物質 ※基9については、 平成26年4月1日より 基準値0.04mg/lで 新規追加		
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.21			4	1	12			
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.02			1	1	3			
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/年	1回/年	1	1	3	一般有機 化学物質 ※基19については、 平成23年4月1日より 「0.03→0.01」に 基準値改正
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					1	1	3	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001					1	1	3	
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					1	1	3	
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	1	1			3			
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	1	1			3			
基20	ベンゼン	0.01	<0.001	1	1			3			
基21	塩素酸	0.6	0.13	1回/3月	1回/3月			4	1	-	消毒副生成物 ※平成27年4月1日 より、基24については 「0.04→0.03」に、 基28については 「0.2→0.03」に、 基準値改正
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					4	1	-	
基23	クロロホルム	0.06	0.001					4	1	-	
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003					4	1	-	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002					4	1	-	
基26	臭素酸	0.01	<0.001					4	1	-	
基27	総トリハロメタン	0.1	0.004					4	1	-	
基28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003					4	1	-	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002			4	1	-			
基30	ブロモホルム	0.09	<0.001			4	1	-			
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008			4	1	-			
基32	亜鉛及びその化合物	1	<0.01			1回/年	1	1	3		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.04			1回/3月	4	1	3		
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01			1回/年	1	1	3		
基35	銅及びその化合物	1	<0.01			1回/年	1	1	3		
基36	ナトリウム及びその化合物	200	22	1回/3月	4	1	12				
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	1回/年	1	1	3				
基38	塩化物イオン	200	59	1回/月	1回/月	12	1	3	無機物質		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	64	1回/3月	1回/3月	4	1	3			
基40	蒸発残留物	500	170	1回/3月	1回/3月	4	1	3			
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/年	1	1	3	有機物質			
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	藻類発生期 1回/月	藻類発生期 1回/月	1	-	3	におい		
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001			1	-	3			
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3月	4	1	3	有機物質		
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/年	1回/年	1	1	3			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.4	12	1	3					
基47	pH値	5.8~8.6	7.6	1回/月	1回/月	12	1	3	基礎的性状		
基48	味	異常でない	異常を認めず			12	1	-			
基49	臭気	異常でない	異常を認めず			12	1	3			
基50	色度	5	<1			12	1	3			
基51	濁度	2	<0.1			12	1	3			

備考：測定方法等の変更により過去3年間で報告下限値が異なる項目については、現在の報告下限値を記載した。

②水質管理目標設定項目の検査頻度

項目No.	項目	目標値 mg/L	過去3年 間最大値	検査計画数量(回/年)			備考
				給水栓	水源地 出口	原水	
1	ウラン及びその化合物	0.002	<0.0002	1	-	3	
2	ニッケル及びその化合物	0.02	<0.001	1	-	-	
3	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	1	-	3	
4	トルエン	0.4	<0.02	1	-	3	
5	ジクロロアセトニトリル	0.01	<0.001	1	-	-	
6	抱水クロラール	0.02	<0.001	1	-	-	
7	農薬類(除草剤、殺虫剤および殺菌剤)	1(単位無)	≤1	-	1	-	
10	遊離炭酸	20	6.1	1	-	3	
11	メチルセーブチルエーテル	0.02	<0.002	1	-	3	
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.01	1	-	3	
13	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)及び パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	0.00005	0.000009	1	-	3	

※：水質基準項目に含まれる項目。

③クリプトスポリジウム指標菌の検査頻度

項目No.	項目	過去3年間最大値	検査計画数量(回/年)			備考
			給水栓	水源地 出口	原水	
1	大腸菌(最確教法)	0	-	-	36	
2	嫌気性芽胞菌	0	-	-	36	

6-2 三上水源地区

①水質基準項目の検査頻度

番号	項目	水質基準 mg/l	過去 3年間の 最大値	基本頻度	検査計画 頻度	検査計画数量(回/年)			備考
						給水栓	水源地 出口	原水 (1眼)	
基1	一般細菌	100個/mL	0	1回/月	1回/月	12	1	1	病原生物
基2	大腸菌	不検出	不検出			12	1	1	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	1回/年	1回/年	1	1	1	重金属 ※基8については、 令和2年4月1日より 「0.05→0.02」に 基準値改正
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1	1	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1	1	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01	0.001			1	1	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001			1	1	1	
基8	六価クロム化合物	0.02	<0.002			1	1	1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1	1	1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			4	1	1	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.7			1回/3月	4	1	
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.21	4	1	4			
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.02	1回/年	1	1	1		
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3月	4	1	4	一般有機 化学物質 ※基19については、 平成23年4月1日より 「0.03→0.01」に 基準値改正	
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/年	1	1	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチン及び トランス-1,2-ジクロロエチン	0.04	<0.001	1回/年	1	1	1		
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.001		1	1	1		
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005		1	1	1		
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001		1	1	1		
基20	ベンゼン	0.01	<0.001	1	1	1	消毒副生成物 ※平成27年4月1日 より、基24については 「0.04→0.03」に、 基28については 「0.2→0.03」に、 基準値改正		
基21	塩素酸	0.6	0.13	4	1	-			
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	4	1	-			
基23	クロロホルム	0.06	0.001	4	1	-			
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003	4	1	-			
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002	4	1	-			
基26	臭素酸	0.01	<0.001	4	1	-			
基27	総トリハロメタン	0.1	0.004	4	1	-			
基28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003	4	1	-			
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002	4	1	-			
基30	ブロモホルム	0.09	<0.001	4	1	-			
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	4	1	-			
基32	亜鉛及びその化合物	1	<0.01	1回/年	1	1	1	重金属	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.04	1回/3月	4	1	1		
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	1回/年	1	1	4		
基35	銅及びその化合物	1	<0.01		1	1	1		
基36	ナトリウム及びその化合物	200	22		1	1	1		
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001		1	1	4		
基38	塩化物イオン	200	59	1回/月	1回/月	12	1	無機物質	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	64	4	1	1			
基40	蒸発残留物	500	170	1回/3月	1回/3月	4	1	1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/年	1	1	1	有機物質	
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	藻類発生期 1回/月	1	-	1	におい	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001		1	-	1		
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	4	1	1	有機物質	
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/年	1	1	1		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.4	1回/月	12	1	1	基礎的性状	
基47	pH値	5.8~8.6	7.1-7.6		12	1	1		
基48	味	異常でない	異常を認めず		12	1	-		
基49	臭気	異常でない	異常を認めず		12	1	1		
基50	色度	5	<1		12	1	1		
基51	濁度	2	<0.1		12	1	1		

備考：測定方法等の変更により過去3年間で報告下限値が異なる項目については、現在の報告下限値を記載した。

②水質管理目標設定項目の検査頻度

項目No.	項目	目標値 mg/L	過去3年 間最大値	検査計画数量(回/年)			備考
				給水栓	水源地 出口	原水	
1	ウラン及びその化合物	0.002	<0.0002	1	-	1	
2	ニッケル及びその化合物	0.02	<0.001	1	-	-	
3	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	1	-	1	
4	トルエン	0.4	<0.02	1	-	1	
5	ジクロロアセトニトリル	0.01	<0.001	1	-	-	
6	抱水クロラール	0.02	<0.001	1	-	-	
7	農薬類(除草剤、殺虫剤および殺菌剤)	1(単位無)	≤1	-	1	-	
10	遊離炭酸	20	12	1	-	1	
11	メチルセブチルエーテル	0.02	<0.002	1	-	1	
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.01	1	-	1	
13	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)及び パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	0.00005	0.000010	1	-	1	

※：水質基準項目に含まれる項目。

③リプトスポリウム指標菌の検査頻度

項目No.	項目	過去3年間最大値	検査計画数量(回/年)			備考
			給水栓	水源地 出口	原水	
1	大腸菌(最確数法)	0	-	-	12	
2	嫌気性芽胞菌	0	-	-	12	

6-3 比江水源地系

①水質基準項目の検査頻度

番号	項目	水質基準 mg/l	過去 3年間の 最大値 mg/l	基本頻度	検査計画 頻度	検査計画数量(回/年)			備考			
						給水栓	水源地 出口	原水 (3眼)				
基1	一般細菌	100個/mL	0	1回/月	1回/月	12	1	3	病原生物			
基2	大腸菌	不検出	不検出			12	1	3				
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	1回/年	1回/年	1	1	3	重金属 ※基8については、 令和2年4月1日より 「0.05→0.02」に 基準値改正			
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1	1	3				
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1	1	3				
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1	1	3				
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1	1	3				
基8	六価クロム化合物	0.02	<0.002			1	1	3				
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1	1	3				
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			4	1	3				
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.8			1回/3月	1回/3月	4		1	12	無機物質 ※基9については、 平成26年4月1日より 基準値0.04mg/lで 新規追加
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.08	1回/年	1回/年	1	1	3				
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.02	1回/3月	1回/3月	1	1	3	一般有機 化学物質 ※基19については、 平成23年4月1日より 「0.03→0.01」に 基準値改正			
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			4	1	12				
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3月	1回/3月	1	1	3	消毒副生成物 ※平成27年4月1日 より、基24については 「0.04→0.03」に、 基28については 「0.2→0.03」に、 基準値改正			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001			1	1	3				
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.001			1回/年	1回/年	1		1	3	
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005			1	1	3				
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001			1	1	3				
基20	ベンゼン	0.01	<0.001			1	1	3				
基21	塩素酸	0.6	0.09			4	1	-				
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002			4	1	-				
基23	クロロホルム	0.06	<0.001			4	1	-				
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003	4	1	-						
基25	ジブromクロロメタン	0.1	0.002	4	1	-						
基26	臭素酸	0.01	<0.001	4	1	-						
基27	総トリハロメタン	0.1	0.003	4	1	-						
基28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003	4	1	-						
基29	ブromジクロロメタン	0.03	<0.001	4	1	-						
基30	ブromホルム	0.09	0.001	4	1	-						
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	4	1	-						
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.02	1回/年	1回/年	1	1	3	重金属			
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02			1	1	3				
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01			1	1	3				
基35	銅及びその化合物	1	<0.01			1	1	3				
基36	ナトリウム及びその化合物	200	14			1	1	3				
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001			1	1	3				
基38	塩化物イオン	200	20			1回/月	1回/月	12		1	3	無機物質
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	82			4	1	3				
基40	蒸発残留物	500	180			1回/3月	1回/3月	4		1	3	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/年	1回/年	1	1	3	有機物質			
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	藻類発生期 1回/月	藻類発生期 1回/月	1	-	3	におい			
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001			1	-	3				
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3月	4	1	3	有機物質			
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/年	1回/年	1	1	3				
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.3	1回/月	1回/月	12	1	3	基礎的性状			
基47	pH値	5.8~8.6	7.0-7.6			12	1	3				
基48	味	異常でない	異常を認めず			12	1	-				
基49	臭気	異常でない	異常を認めず			12	1	3				
基50	色度	5	<1			12	1	3				
基51	濁度	2	0.1			12	1	3				

備考：測定方法等の変更により過去3年間で報告下限値が異なる項目については、現在の報告下限値を記載した。

②水質管理目標設定項目の検査頻度

項目No.	項目	目標値 mg/L	過去3年 間最大値	検査計画数量(回/年)			備考
				給水栓	水源地 出口	原水	
1	ウラン及びその化合物	0.002	<0.0002	1	-	3	
2	ニッケル及びその化合物	0.02	<0.001	1	-	-	
3	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	1	-	3	
4	トルエン	0.4	<0.02	1	-	3	
5	ジクロロアセトニトリル	0.01	<0.001	1	-	-	
6	抱水クロラール	0.02	<0.001	1	-	-	
7	農薬類(除草剤、殺虫剤および殺菌剤)	1(単位無)	≤1	-	1	-	
10	遊離炭酸	20	4.9	1	-	3	
11	メチルセブチルエーテル	0.02	<0.002	1	-	3	
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.01	1	-	3	
13	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)及び パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	0.00005	0.000014	1	-	3	

※：水質基準項目に含まれる項目。

③クリプトスポリジウム指標菌の検査頻度

項目No.	項目	過去3年間最大値	検査計画数量(回/年)			備考
			給水栓	水源地 出口	原水	
1	大腸菌(最確数法)	0	-	-	36	
2	嫌気性芽胞菌	0	-	-	36	

6-4 井口水源地系

①水質基準項目の検査頻度

番号	項目	水質基準	過去3年間の最大値	基本頻度	検査計画頻度	検査計画数量(回/年)			備考
						給水栓	水源地出口	原水	
		mg/L							
基1	一般細菌	100個/mL	0	1回/月	1回/月	12	1	-	病原生物
基2	大腸菌	不検出	不検出			12	1	-	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	1回/3月	1回/年	1	1	-	重金属
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1	1	-	
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1	1	-	
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1	1	-	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1	1	-	
基8	六価クロム化合物	0.02	<0.002			1	1	-	
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1	1	-	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			4	1	-	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.4			4	1	-	無機物質 ※基9については、令和2年4月1日より「0.05→0.02」に基準値改正
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.08			1	1	-	
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.02			1	1	-	一般有機化学物質 ※基19については、平成23年4月1日より「0.03→0.01」に基準値改正
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1	1	-	
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005			1	1	-	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001			1	1	-	
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.001			1	1	-	
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	1	1	-			
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	1	1	-			
基20	ベンゼン	0.01	<0.001	1	1	-			
基21	塩素酸	0.6	0.08	4	1	-	消毒副生成物 ※平成27年4月1日より、基24については「0.04→0.03」に、基28については「0.2→0.03」に、基準値改正		
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	4	1	-			
基23	クロロホルム	0.06	0.003	4	1	-			
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003	4	1	-			
基25	ジブromクロロメタン	0.1	0.002	4	1	-			
基26	臭素酸	0.01	<0.001	4	1	-			
基27	総トリハロメタン	0.1	0.007	4	1	-			
基28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003	4	1	-			
基29	ブromジクロロメタン	0.03	0.002	4	1	-			
基30	ブromホルム	0.09	<0.001	4	1	-			
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	4	1	-			
基32	亜鉛及びその化合物	1	<0.01	1回/年	1	1	-	重金属	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03	1回/3月	4	1	-		
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	1	1	1	-		
基35	銅及びその化合物	1	0.02	1回/年	1	1	-		
基36	ナトリウム及びその化合物	200	13	1	1	1	-		
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	1回/年	1	1	-		
基38	塩化物イオン	200	19	1回/月	1回/月	12	1	-	無機物質
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	73	1回/3月	1回/3月	4	1	-	
基40	蒸発残留物	500	160	1回/3月	1回/3月	4	1	-	有機物質
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/年	1	1	1	-	
基42	ジェオスミン	0.00001	0.000002	藻類発生期 1回/月	藻類発生期 1回/月	1	-	-	におい
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001			1	-	-	
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3月	4	1	-	有機物質
基45	フェノール類	0.005	<0.0005		1回/年	1	1	-	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.3	1回/月	1回/月	12	1	-	基礎的性状
基47	pH値	5.8~8.6	7.3~7.7			12	1	-	
基48	味	異常でない	異常を認めず			12	1	-	
基49	臭気	異常でない	異常を認めず			12	1	-	
基50	色度	5	1			12	1	-	
基51	濁度	2	0.1			12	1	-	

備考：測定方法等の変更により過去3年間で報告下限値が異なる項目については、現在の報告下限値を記載した。

②水質管理目標設定項目の検査頻度

項目No.	項目	目標値	過去3年間最大値	検査計画数量(回/年)			備考
				給水栓	水源地出口	原水	
		mg/L					
1	ニッケル及びその化合物	0.02	<0.001	1	-	-	
2	ジクロロアセトニトリル	0.01	<0.001	1	-	-	
3	抱水クロラール	0.02	<0.001	1	-	-	
4	農薬類(除草剤、殺虫剤および殺菌剤)	1(単位無)	≤1	-	1	-	
5	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)及びパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	0.00005	0.000014	1	-	-	

※：水質基準項目に含まれる項目。

表7 検査する農薬一覧

番号	農薬名	用途	番号	農薬名	用途
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	59	チオジカルブ	殺虫剤
2	2,2-DPA(ダラボン)	除草剤	60	チオファネートメチル	殺虫剤,殺菌剤
3	2,4-D(2,4-PA)	除草剤	61	チオベンカルブ	除草剤
4	EPN(オキソソ体を含む)	殺虫剤	62	テフリルトリオン	除草剤
5	MCPA	除草剤	63	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤
6	アシュラム	除草剤	64	トリクロピル	除草剤
7	アセフェート	殺虫剤,殺菌剤	65	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤
8	アトラジン	除草剤	66	トリシクラゾール	殺虫剤,殺菌剤,植物成長調整剤
9	アニロホス	除草剤	67	トリフルラリン	除草剤
10	アミラズ	殺虫剤	68	ナプロパミド	除草剤
11	アラクロール	除草剤	69	パラコート	除草剤
12	イソキサチオン(オキソソ体を含む)	殺虫剤	70	ピペロホス	除草剤
13	イソフェンホス(オキソソ体を含む)	殺菌剤	71	ピラクロニル	除草剤
14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	72	ピラゾキシフェン	除草剤
15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤,殺菌剤,植物成長調整剤	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤
16	イプフェンカルバゾン	除草剤	74	ピリダフェンチオン	殺虫剤
17	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	75	ピリプチカルブ	除草剤
18	イミノクタジン	殺虫剤,殺菌剤	76	ピロキロン	殺虫剤,殺菌剤
19	インダノファン	除草剤	77	フィプロニル	殺虫剤,殺菌剤
20	エスプロカルブ	除草剤	78	フェニトロチオン(MEP)(オキソソ体を含む)	殺虫剤,殺菌剤,植物成長調整剤
21	エトフェンプロックス	殺虫剤,殺菌剤	79	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤,殺菌剤
22	エンドスルファン(ヘンゾIピン)	殺虫剤	80	フェリムゾン	殺虫剤,殺菌剤
23	オキサジクロメホン	除草剤	81	フェンチオン(MPP)(酸化物を含む)	殺虫剤
24	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤,殺菌剤	82	フェントエート(PAP)	殺虫剤,殺菌剤
25	オリサストロビン	殺虫剤,殺菌剤	83	フェントラザミド	除草剤
26	カズサホス	殺虫剤	84	フサライド	殺虫剤,殺菌剤
27	カフェンストロール	殺虫剤,殺菌剤	85	ブタクロール	除草剤
28	カルタップ	殺虫剤,殺菌剤,除草剤	86	ブタミホス(オキソソ体を含む)	除草剤
29	カルバリル(NAC)	殺虫剤	87	ブプロフェジン	殺虫剤,殺菌剤
30	カルボフラン	代謝物	88	フルアジナム	殺菌剤
31	キノクラミン(ACN)	除草剤	89	プレチラクロール	除草剤
32	キャプタン	殺菌剤	90	プロシミドン	殺菌剤
33	クミルロン	除草剤	91	プロチオホス	殺虫剤
34	グリホサート	除草剤	92	プロピコナゾール	殺菌剤
35	グルホシネート	除草剤,植物成長調整剤	93	プロピザミド	除草剤
36	クロメプロップ	除草剤	94	プロベナゾール	殺虫剤,殺菌剤
37	クロルニトロフェン(CNP)(CNP-アミノ体を含む)	除草剤	95	ブロモブチド	殺虫剤,殺菌剤
38	クロルピリホス(オキソソ体を含む)	殺虫剤	96	ベノミル	殺菌剤
39	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤,殺菌剤	97	ペンシクロン	殺虫剤,殺菌剤
40	シアナジン	除草剤	98	ベンゾビスシクロン	除草剤
41	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	99	ベンゾフェナップ	除草剤
42	ジウロン(DCMU)	除草剤	100	ベンタゾン	除草剤
43	ジクロベニル(DBN)	除草剤	101	ペンディメタリン	除草剤,植物成長調整剤
44	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	102	ベンフルカルブ	殺虫剤,殺菌剤
45	ジクワット	除草剤	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	殺虫剤	104	ベンフレセート	除草剤
47	ジチオカルパメート系農薬	殺虫剤	105	ホスチアゼート	殺虫剤
48	ジチオピル	除草剤	106	マラチオン(馬拉松)(オキソソ体を含む)	殺虫剤
49	シハロホップブチル	除草剤	107	メコプロップ(MCPP)	除草剤
50	シマジン(CAT)	除草剤	108	メソミル	殺虫剤
51	ジメタメリン	除草剤	109	メタラキシル	殺虫剤,殺菌剤
52	ジメトエート	殺虫剤	110	メチダチオン(DMTP)(オキソソ体を含む)	殺虫剤
53	シメリン	除草剤	111	メトミノストロビン	殺虫剤,殺菌剤
54	ダイアジノン(オキソソ体を含む)	殺虫剤	112	メトリブジン	除草剤
55	ダイムロン	殺虫剤,殺菌剤,除草剤	113	メフェナセツト	除草剤
56	ダゾメット,メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	殺虫剤,殺菌剤	114	メプロニル	殺虫剤,殺菌剤
57	チアジニル	殺虫剤	115	モリネート	除草剤
58	チウラム	殺虫剤,殺菌剤			

7. 臨時の水質検査に関する事項

水道水が水質基準に適合しない恐れがある下記のような場合には、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 水源などの水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があるとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 送・配水管の大規模な工事、その他の水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他、特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査の方法と精度管理

水質基準項目等に関する水質検査計画及び臨時の水質検査については、水道法 20 条 3 項の規定に基づき、地方公共団体の機関または、厚生労働大臣の登録を受けているものに委託します。水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査は水道法第 20 条の 4 の規定に基づき登録された水質検査機関に委託し、正確かつ精度の高い検査に留意します。

水質検査方法は水質基準に関する省令に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生大臣が定める方法」(平成 15 年 7 月 22 日 厚生労働省令 261 号)により行い、省令に記載されていない項目については上水試験方法（日本水道協会編）等により行います。委託検査機関に対しては、精度管理を適時に行い、測定値の信頼性の確保に努めるよう求めます。

9. 水質検査の公表

水質検査計画は、野洲市ホームページ等に詳細を掲載し公表します。また、水質検査結果は、速やかにホームページ等で公表します。なお、水質検査計画及び水質検査結果に関する記録は、水道法第 20 条第 2 項の規定により 5 年間保存します。

10. 関係者との連携

- (1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合、滋賀県生活衛生課、滋賀県企業庁南部水道事務所等と連携し、水質検査等を行います。
- (2) 水源で水質汚染事故が発生した場合は、関係部局と情報交換し、連携を図りながら適正に処理を行い、常に安全で良質な水道水を供給します。

〒520-2492 滋賀県野洲市西河原2400番地
防災コミュニティセンター1階
野洲市役所 上下水道事業所 上下水道課
TEL 077-589-6433
FAX 077-589-5041
e-Mail jougesui@city.yasu.lg.jp